

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表いたします。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。また、健全化判断比率及び資金不足比率は、前年度の決算に基づき算定し、その算定資料とともに監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することが義務付けられています。

1 健全化判断比率

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、財政状況を客観的に表す意味を持っています。

健全化判断比率の4つの財政指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を策定しなければならず、また、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

三宅村は、4つの財政指標がいずれも基準以下となっています。

(単位：％)

区 分	三 宅 村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	15.00	20.00
連結実質赤字比率	－	20.00	30.00
実質公債費比率	9.9	25.0	35.0
将来負担比率	－	350.0	

※表中「－」は、実質赤字及び連結実質赤字、将来負担がないことを表す。

(1) 実質赤字比率

一般会計の実質収支が赤字となった場合の赤字額の標準財政規模(標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言えます。

(2) 連結実質赤字比率

三宅村の全会計における実質収支の赤字額又は資金不足額の合計の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字や黒字を合算し、三宅村全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言えます。

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金(※)の標準財政規模に対する比率です。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とも言えます。

(※) 準元利償還金…簡易水道特別会計への繰出金や一部事務組合への負担金のうち地方債の償還に充てられたと認められるものなど

(4) 将来負担比率

地方債の現残高や債務負担行為に基づく支出予定額等の、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言えます。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標とも言えます。

三宅村は、旅客自動車運送事業会計及び簡易水道事業会計が対象となりますが、基準以下となっています。

(単位：％)

会 計 名 称	資金不足比率	経営健全化基準
旅客自動車運送事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	20.0

※表中「—」は、資金不足がないことを表す。